

## 戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱

平成29年3月30日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士のための宿舎の借上げを支援することにより、保育士の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において、保育士宿舎借上げ支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例(昭和52年条例第40号)、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例施行規則(昭和52年規則第31号)及び戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所であって、市内に所在する施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次条に規定する補助対象者が運営している保育所等に勤務させるために雇用している保育士(当該保育所等に採用された日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者に限る(本事業を利用し退職した場合は、その後、対象とすることはできない。ただし、やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、5年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。)。以下「補助対象保育士」という。)を居住させるための宿舎(補助対象保育士を雇用する者又はその者と利害関係を有する者が所有するものを除く。以下「補助対象施設」という。)を借

り上げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象保育士が次に掲げる事項に該当する場合には、補助対象保育士としないものとする。

(1) 次条に規定する補助対象者から住居手当等を支給されている場合

(2) 第7条の規定により補助金の交付決定の対象となった補助対象保育士が、補助対象施設を正当な理由なく転居した場合  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う者であって、市内において保育所等を経営する者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の算定基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助対象保育士から賃借料等を徴収しているときは、補助対象経費から当該補助対象保育士から徴収している賃借料等を控除するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の事業計画書

(2) 補助対象事業の収支予算書

(3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し

(4) 本人負担額確認書

(5) 補助対象保育士等に係る雇用証明書

(6) 補助対象保育士の住民票の写し

(7) 補助対象保育士の保育士証の写し

(8) 誓約書(第1号様式の2)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知

書」という。)により、補助金を交付することが不相当と認めたときは戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第7条の2 市長は、戸田市補助金等交付規則第10条第2項の規定により、補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第3号様式の2)により速やかに、市長に報告しなければならない。
- (8) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（補助事業の変更等）

第8条 第7条の規定により決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知書を受けた後に申請内容に変更が生じたときは、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金変更申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に変更申請しなければならない。

- (1) 申請内容が変更することがわかる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更決定）

第9条 市長は、前条の規定による変更申請を受けた場合において、当該変更申請に係る書類の内容を審査し、適切であると認めるときは、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金変更決定通知書（第5号様式）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実績報告書
- (2) 補助対象事業の収支決算書
- (3) 本人負担額確認書
- (4) 補助対象保育士の給与明細書（補助対象期間のものに限る。）の写し
- (5) 補助対象施設の借上げに係る経費支払書（領収書等）の写し

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、交付する補

助金の額を確定し、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第13条 市長は、補助対象事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても第7条の規定による交付決定額（第9条の規定による変更決定を受けている場合にあっては、変更決定後の額）の範囲内において市長が定める額を四半期ごとに交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象保育士の給与明細書（補助対象期間のものに限る。）の写し

(2) 補助対象施設の借上げに係る経費支払書（領収書等）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月3日）

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月22日）

この要綱は、令和4年3月22日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日）

この要綱は、令和5年3月29日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舎借

上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月21日）

この要綱は、令和7年3月21日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年11月21日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年11月21日から施行し、改正後の戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第1号様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附 則（令和8年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

別表（第5条関係）

補助対象経費	算定基準
賃借料、共益費、管理費、礼金及び更新料	当該年度に開設した保育所等 補助対象経費の7 / 8(1戸当たり月額
上記のほか市長が補助対象施設の借上げのために必要と認める経費	65,625円を上限とする。) 当該年度の前年度以前に開設した保育所等 補助対象経費の13 / 16(1戸当たり月額60,938円を上限とする。)

備考

- 1 補助対象保育士等が補助対象施設に居住した日数が1月に満たないときは、当該年度開設施設においては65,625円を居住した日数で日割り計算した額と、実際に支払った補助対象経費の8分の7の額のうち低い方の額とし、当該年度以前開設施設においては、60,938円を居住した日数で日割り計算した額と、実際に支払った補助対象経費の16分の13の額のうち低い方の額とする。
- 2 令和6年度において本事業の補助対象保育士であって、令和7年度も引き続き本事業の対象保育士となった者が、同じ宿舎に入居している場合には、次に掲げる額を適用できる。
  - (1) 当該年度開設施設 69,125円
  - (2) 当該年度以前開設施設 64,188円

第1号様式(第6条関係)

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受けたいので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 保育所等の名称

2 補助対象施設(宿舎)の場所

3 補助金交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助対象事業の開始日及び完了予定日

開始日： 年 月 日

完了予定日： 年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助対象事業の事業計画書
- (2) 補助対象事業の収支予算書
- (3) 補助対象施設の不動産賃貸借契約書の写し
- (4) 本人負担額確認書
- (5) 補助対象保育士に係る雇用証明書
- (6) 補助対象保育士の住民票の写し
- (7) 補助対象保育士の保育士証の写し
- (8) 誓約書

担当者連絡先 氏 名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

第1号様式の2(第6条関係)

## 誓 約 書

戸田市宿舍借り上げ支援事業の申請内容について、以下のとおり確認しました。

保育士本人が☑を付けてください

- 保育士として保育所等に採用されている間、宿舍借り上げ支援事業を利用するのは初めてです。

他事業者、他自治体でも、利用したことはありません。

年 月 日

本人署名 \_\_\_\_\_

(自署) ※代筆不可。必ず本人による署名が必要です。

第2号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第3号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、下記の理由に不交付と決定したので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 理由

第3号様式の2(第7条の2関係)

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け交付第 号で交付決定を受けた戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金について、戸田市保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第7条の2第7号の規定により下記のとおり報告します。

1 確定額又は事業実績報告額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

第4号様式(第8条関係)

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け交付第 号で交付決定を受けた戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金について、下記のとおり変更が生じたので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 保育所等の名称

2 変更後の交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 変更内容及びその理由 (該当する項目の□に✓を記入してください。)

補助対象となる保育士又は施設の追加

補助対象施設の契約の更新

補助対象保育士の退職

補助対象保育士の転居

その他 ( \_\_\_\_\_ )

4 添付書類

(1) 申請内容が変更することがわかる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

担当者連絡先 氏 名

電話番号

FAX番号

eメールアドレス

第 5 号様式(第 9 条関係)

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件
  - (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更を行う場合には、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第 6 号様式(第 10 条関係)

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け交付第 号で交付決定を受けた戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金について、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業が完了したので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 保育所等の名称

2 補助金の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の既交付額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助対象事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

- (1) 補助対象事業の実績報告書
- (2) 補助対象事業の収支決算書
- (3) 本人負担額確認書
- (4) 補助対象保育士の給与明細書の写し
- (5) 補助対象施設の借上げに係る経費支払書(領収書等)の写し

担当者連絡先 氏 名

電話番号

FAX番号

eメールアドレス

第7号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け交付第 号で交付決定をした戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額が確定したので、戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- |               |   |       |   |
|---------------|---|-------|---|
| 1 補助金の交付決定額   | 金 | _____ | 円 |
| 2 補助金の交付確定額   | 金 | _____ | 円 |
| 3 差 額         | 金 | _____ | 円 |
| (交付決定額－交付確定額) |   |       |   |

第 8 号様式(第 12 条、第 13 条関係)

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

戸田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 保育所等の名称

2 補助金の交付確定額 (補助金の交付決定額)

金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の既交付額

年 月 日交付 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日交付 金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日交付 金 \_\_\_\_\_ 円

4 交付請求額

金 \_\_\_\_\_ 円

5 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

6 添付書類 (概算払のときのみ)

- (1) 補助対象保育士の給与明細書 (補助対象期間のものに限る。) の写し
- (2) 補助対象施設の借上げに係る経費支払書 (領収書等) の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 第 1 号様式（第 6 条関係）
- 第 1 号様式の 2（第 6 条関係）
- 第 2 号様式（第 7 条関係）
- 第 3 号様式（第 7 条関係）
- 第 3 号様式の 2（第 7 条の 2 関係）
- 第 4 号様式（第 8 条関係）
- 第 5 号様式（第 9 条関係）
- 第 6 号様式（第 1 0 条関係）
- 第 7 号様式（第 1 1 条関係）
- 第 8 号様式（第 1 2 条、第 1 3 条関係）